

法学・政治学プログラム博士論文等作成に 関する手続きについて

I. 標準修業年限（3年）における修了認定

1. 研究題目の提出

学生は、主指導教員の承認を得て、1年次4月末日までに研究題目を提出するものとする。

2. 研究計画概要の提出

学生は、指導教員の指導により、1年次5月末日までに研究計画概要を提出するものとする。

提出された研究計画概要（研究テーマ及び概要）は、研究科代議員会の承認を得るものとする。

3. 論文概要等の審査（予備審査）及び学位請求論文の提出

(1) 学生は、修了予定年度の11月10日までに学位請求論文を指導教員に提出し、指導教員の了承を得なければならない。

(2) 修了予定年度の11月20日までに博士論文予備審査願、博士論文概要、博士論文（草稿）を研究科長に提出し、公開による予備審査を受けなければならない。

(3) 論文概要等の審査（予備審査）を受けるためには、博士論文概要を主指導教員へ提出するまでに、博士論文を構成する研究成果をまとめ、学会等が発行する査読付きの学術雑誌に1本以上の論文を投稿し、掲載（「受理済」でも可）される必要がある。なお、共著の場合は、第一著者に限る。

(4) 予備審査において受理すべきであると認められたときは、学位論文審査願に論文目録、学位請求論文、論文要旨及び履歴書それぞれ3通を添えて修了予定年度の1月20日までに提出しなければならない。

(5) 研究科代議員会は、提出された学位請求論文が受理されたときは、直ちに審査委員会を設けるものとする。審査委員会は、博士論文の内容に関連する教員3人以上の審査委員で組織され、主査1人及び副査2人以上で構成する。副査のうち1人以上は、他の学位プログラム、他専攻又は他研究科の教員とする。

4. 学位請求論文の発表

(1) 学位審査において、論文発表会を公開で実施するものとする。

(2) 実施時期等については、別途定めるものとする。

5. 最終試験

(1) 審査委員会は、所定の単位を修得し（修得見込みを含む。）、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について最終試験を行う。

(2) 最終試験は、原則として、口述試験により行う。詳細は、別途定めるものとする。

(3) 最終試験の実施については、研究科代議員会の議を経て発表する。

6. 学位請求論文の審査

審査委員会は、論文の審査及び試験を2月末日までに終了し、研究科代議員会にその審査結果を報告しなければならない。

研究科代議員会は、投票によって合格又は不合格を決定する。

7. その他

この要項に規定した提出期限は、当該期日の午後5時とする。当該期日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

ただし、医療アナリストコースにあつては、当該期日の午後9時（当該期日が土曜日に当たるときは午後6時30分）とし、当該期日が日曜日、月曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

II. 標準修業年限以外の時期における修了認定

1. 標準修業年限以外の時期の修了認定は、各年度の9月期と3月期に行う。

2. 9月期を目途として論文審査を行う場合の日程は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 研究題目の提出 | 10月末日 |
| (2) 研究計画概要の提出 | 11月末日 |
| (3) 博士論文概要等の提出 | 5月20日まで |
| (4) 学位請求論文の提出について指導教員の了承 | 翌年（修了予定年度）5月10日まで |
| (5) 学位請求論文の予備審査願 | 同 5月20日まで |
| (6) 学位請求論文の提出 | 同 7月 6日まで |
| (7) 学位請求論文の審査 | 同 8月 末日まで |

3. 3月期を目途として論文審査を行う場合の日程は、前項Iの日程に準ずるものとする。

4. その他の事項については、前項Iによる認定の場合と同様とする。

III. 研究計画書の提出から論文概要の提出までの期間、及び論文概要の提出から学位論文予備審査願までの期間は短縮することができる。